

輸出注意事項15第53号
平成15・12・15貿局第1号
平成15年12月24日
貿易経済協力局

「一般包括輸出許可等について」の一部改正について

「一般包括輸出許可等について」（平成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第21号）の一部を下記のように改正し、平成16年1月20日から実施する。

記

の1の(1)の(イ)中「別記第1の1、2、3、5、6、7又は8」を「別記第1の1、2、4、5、6又は7」に改める。

の1の(1)の(イ)の中「別記第1の3、5、6、7又は8」を「別記第1の1、2、4、5、6又は7」に改める。

の1の(1)の(イ)の中「別記第1の10」を「別記第1の9」に改める。

の1の(1)の(ロ)中「又は2」を削り、「別記第1の10」を「別記第1の9」に改める。

の1の(1)の(ハ)中「中欄」を削り、「別記第1の1、2、3、4又は5」を「別記第1の1、2、3又は4」に改める。

の1の(1)の(ハ)の中「別記第1の10」を「別記第1の9」に改める。

の1の(1)の(ニ)中「別記第1の1、2、3、4、6又は7」を「別記第1の1、2、3、5又は6」に改める。

の1の(1)の(ニ)の中「別記第1の3、4、6又は7」を「別記第1の2、3、5又は6」に改める。

の1の(1)の(ニ)の中「別記第1の10」を「別記第1の9」に改める。

の1の(1)の(ホ)中「別記第1の1、2、3、4、5、6、7、8、9又は11」を「別記第1の1、2、3、4、5、6、7、8又は10」に改める。

の1の(1)の(ホ)の中「別記第1の3、4、5、6、7、8、9又は11」を「別記第1の2、3、4、5、6、7、8又は10」に改める。

の1の(1)の(ホ)の中「別記第1の10」を「別記第1の9」に改める。

の1の(2)の(イ)中「別記第1の1、2、3、5、6、7又は8」を「別記第1の1、2、4、5、6又は7」に、「別記第1の3、5、6、7又は8」を「別記第1の2、4、5、6又は7」に改める。

の1の(2)の(ロ)中「又は2」を削る。

の1の(2)の(ハ)中「3の項(2)」の次に「又は3の2の項(2)」を加え、

「別記第1の1、2、3、4又は5」を「別記第1の1、2、3又は4」に改める。

の1の(2)の(ニ)中「別記第1の1、2、3、4、6又は7」を「別記第1の1、2、3、5又は6」に改める。

の1の(2)の(ニ)の中「別記第1の3、4、6又は7」を「別記第1の2、3、5又は6」に改める。

の1の(2)の(ホ)中「別記第1の1、2、3、4、5、6、7、8、9又は11」を「別記第1の1、2、3、4、5、6、7、8又は10」に、「別記第1の3、4、5、6、7、8、9又は11」を「別記第1の2、3、4、5、6、7、8又は10」に改める。

の1の(1)中「別記第1の3、4、5、6、7、8、9又は11」を「別記第1の2、3、4、5、6、7、8又は10」に、「別記第1の10」を「別記第1の9」に改める。

の1の(2)中「別記第1の3、4、5、6、7、8又は9」を「別記第1の2、3、4、5、6、7又は8」に、「別記第1の10」を「別記第1の9」に改める。

別記第1の1中「イタリア」の次に「、大韓民国」を加え、2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9中「ブルンジ」の次に「、カーボヴェルデ」を加え、「コートジボアール」を「コートジボワール」に改め、「クウェート」の次に「、キルギス」を、「サンマリノ」の次に「、サントメ・プリンシペ」を、「タイ」の次に「、東ティモール」を、「トーゴ」の次に「、トンガ」を加え、9を8とし、10を9とし、11中「1から10」を「1から9」に改め、11を10とする。

別記第3の9中「第10条第3号、第3号の2又は第4号」を「第10条第3号、第3号の2又は第4号から第7号までのいずれか」に改める。

別記第4の1中「別記第1の4」を「別記第1の3」に改める。

別記第4の2中「第3条第17号の2口又は八」を「第3条第17号の3口又は八」に、「別記第1の4」を「別記第1の3」に改める。

別記第4の3中「別記第1の4」を「別記第1の3」に改める。

別記第4の4中「第3条第17号の2口又は八」を「第3条第17号の3口又は八」に、「別記第1の4」を「別記第1の3」に改める。

別記第5の10を削り、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、デジタル電子計算機であって、複合理論性能(貨物等省令別表第1の中欄に掲げる電子計算機の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。)が1秒につき190,000メガ演算を超えるもの

別記第5の11を削り、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15の前に次のように加える。

14 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号八又はホに該当するもの

別記第5の36及び37を削る。

別記第6の8中「第10条第1号から第6号」を「第10条第1号から第9号」に改め

る。

別記第6の9中「第10条第4号」を「第10条第4号から第7号のいずれか」に改める。

別記第6の36を38とし、37を削り、35を37とし、34を36とし、33を35とし、32を34とし、31を33とし、30を32とし、29を31とし、28を30とし、27を29とし、26を28とし、25を27とし、24を26とし、23を25とし、同規定の前に次のように加える

22 外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第3号に該当するもの

23 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号に該当するもの

24 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第9号から第12号までのいずれかに該当するもの

別記第6の21を削り、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、14の前に次のように加える。

13 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号又は3号に該当するもの